

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 62 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 4 款 衛生費では、「斎場施設整備事業について、資材価格の高騰のほかに資材そのものが入ってこないことも心配である。ロシア、ウクライナ情勢が見通せない状況の中で、工期をどのように見込んでいるのか」との質疑に対し、当局より、「現在、実施設計を行っており、6 月中には大まかな積算が出ると見込んでいる。今のところ資材が入らないという情報はなく、予定どおり令和 6 年 3 月までの完成見込みとなっているが、世界情勢がこのような状況であるため、様々なことが起きた際は再度協議させていただきたい」との答弁がありました。

また、「ごみ袋について、今後も原材料費の高騰が続くのであれば、厚さを変えるなどの検討はされるのか」との質疑に対し、当局より、「ごみ袋の厚さを今のものにするまで、様々な試験を行ってきた。過去には薄すぎて苦情が多発したこともあり、今の厚さがベストだと考えている。原材料費が高騰したからといって薄くすることは考えていない」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 63 号 令和 4 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「当初予算減額の要因は、市民の所得が減少したことによるとのことだが、それにより短期被保険者証と被保険者資格証明書の今後の交付をどのように見込んでいるのか」との質疑に対し、当局より、「令和 2 年 10 月と本年 5 月末の交付状況を比較すると、短期被保険者証は 377 世帯 633 人から 267 世帯 476 人に、被保険者資格証明書は 82 世帯 120 人から 71 世帯 95 人に減少している状況にある。今後も同様に推移していくものと見込んでいる」との答弁がありました。

また、「納税相談をするにも勇気がいる。気軽に相談できる体制を充実させて欲しいがどうか」との質疑に対し、当局より、「短期被保険者証が第一段階で、そこから1年納付がなかった場合は被保険者資格証明書の交付というある程度の期間があり、その都度納税相談の案内通知を送付し、勧奨を行っている。納税相談だけでなく、生活困窮の相談体制も整えており、そこにつなげる体制をとっていきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 令和4年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「介護職員の充足度はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「各施設において職員の確保には大変苦慮している。会計年度任用職員の処遇改善等も行い、白寿園では昨年度以降、離職者はいないが、職員の不足は改善されていないため、引き続き職員の充足に努めていきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 令和4年度横手市一般会計補正予算（第4号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、3款 民生費では、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について、DV被害を受けている方などは、申請手続きができない場合があり心配である。これについて、どのような対策を講じているのか」との質疑に対し、当局より、「前は98.41%の方に給付し、ほぼすべてに行き渡ったと認識している。問題のあるケースについては、家庭児童相談員などが日々コンタクトを取りながら状況を把握しており、今後も個別に話を聞きながら対応していきたい」との答弁がありました。

また、オンライン介護予防システム構築事業について、「この事業を浸透させるにあたり、操作講習会の際はマンツーマンで説明するなど、一つ一つきめ細やかに対応する必要があると思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「対象者が高齢者であるため、丁寧に操作説明をしながら、日常的に使っていただけるよう取り組んでいく」との答弁がありました。

した。

また、「貸与するスマートウォッチ 300 台の根拠は何か。また、アプリの目標利用者数はどのくらいか」との質疑に対し、当局より、「スマートウォッチは、60 代、70 代の健康の駅トレーニングセンター利用者やいきいきサロンの世話人など、地域において高い発信力が見込まれる方への貸与を想定しており、こうした方々が 250 人ほどいることを踏まえて 300 台とした。アプリの利用者数については、初年度で 500 人から 1,000 人ぐらいに登録していただきたいと考えている。今年度はアプリのシステムを完成させる年であり、普及啓発は来年度以降が本番だと考えている。60 代、70 代の高齢者数は約 2 万人で、その中の何パーセントという具体的な目標数値を立て、どのようにして広げていくかを含めて計画を立てていきたい」との答弁がありました。

また、「スマートウォッチ貸与の条件はどのようになっているのか。今はデモンストレーションで 300 台だが、数年かけて、2 万人の 1 割の 2,000 台くらいは必要だと思う。貸与される人、されない人の不公平感があるのではないかという懸念を払しょくするような方法を取って欲しいが、どうか」との質疑に対し、当局より、「壊れた際の修繕は自己負担となること、アプリ上での定期的なアンケート調査といった効果検証に協力することを貸与の条件と考えており、確実に活用され、効果が上がるようにしていきたい。来年度以降は介護保険特別会計で運用予定だが、年度ごとの購入台数については利用の拡大状況や効果を検証しながら、その都度考えていきたい」との答弁がありました。

このほか、「スマートウォッチの機種を選定理由」についての質疑がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 61 号 令和 4 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について及び議案第 65 号 令和 4 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。議案 2 件について、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款 農林水産業費では、「農業振興費が増額になっているが、今回の補正での新規事業はあるか。また、原料価格の高騰をはじめ、環境が変化している中での農業経営はかなり厳しいものがある。そのような中で、新規就農者へのフォローもお願いしたい」との質疑に対し、当局より、「すべて当初予算に計上されていた国や県の補助事業を活用する事業であり、農家の方の要望に基づいて、不足とならないよう増額するものである。新規就農者には個別面談を行い、補助金を活用しても自己投資があることなど、制度についても詳細に説明しながら指導している。また、現場に出向いての栽培技術指導なども行っており、引き続き、きめ細かい支援を行っていききたい」との答弁がありました。

また、「雪害により破損した、いこいの森東屋の修繕について、積雪が多く冬期間に雪下ろしできるような場所ではないため、このままでは豪雪のたびに修繕を繰り返すことになる。修繕するだけでなく、壊れにくいものを作るなど、事前の対応が必要なのではないか」との質疑に対し、当局より、「今回は原状復帰の費用を計上しているが、同じことの繰り返しにならないように、降雪前の補強など雪害を予測した対応や使用する資材の見直しについても検討が必要であると考えている。同時に、雪の重みに耐えられるような工法を施すなどやり方も工夫していききたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 66 号 令和 4 年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 67 号 令和 4 年度横手市水道事業会計補正予算（第 1 号）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 62 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算(第 3 号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款 総務費では、「地域おこし協力隊や受け入れ団体の募集は今後も続ける予定か。また、協力隊を決めてから受け入れ団体の募集をするのか、受け入れ団体を先に募集するのか、どのような流れになっているのか」との質疑に対し、当局より、「今後も募集を続けていく予定である。順序としては、まずは、協力隊受け入れ団体を公募、決定し、次に、協力隊員を募集する流れになる」との答弁がありました。

9 款 消防費では、「防火水槽の撤去は様々な事情があつてのことと思うが、周辺への影響を含め、撤去後の対応はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「今回の撤去箇所に関しては周辺に消火栓やほかの防火水槽があるので影響はない。仮に影響がある箇所の場合は交渉するが、民地の場合は土地を借りているものなので要望があれば撤去せざるを得ないと考えている。結果として、空白地帯になる場合もあるが、無水利地区を優先しながら計画を立て、消火栓での代替も含め検討していく」との答弁がありました。

また、「自主防災組織の育成、防災意識の醸成」についての質疑がありました。

10 款 教育費では、「普段、ICT 教育に関するアドバイザーは常駐しておらず、今回の事業で単発で指導を受けるということか。また、どのような方が教育推進アドバイザーとなり、どのような支援を行うのか」との質疑に対し、当局より、「普段の授業では、ICT 推進員の教員を中心に進めている。ICT を活用した授業改善支援事業は秋田県の事業であり、県内 6 小中学校が研究指定校として指定されている。県南の中学校では唯一横手南中学校が指定校となっており、今年度と来年度、公開授業研究会を行うことが決定しているため、その前段として、秋田県がアドバイザーとして委嘱している鳴門教育大学の教授に研究の方向性やその内容、及び授業づくり等の助言をいただくこととしている。今回の

補正予算は、教授を横手に招へいするための費用やオンラインで相談する際の費用を計上したものである」との答弁がありました。

また、「横手市体育協会に対する補助金について、体育振興のための寄附金が財源とのことだが、使い道については体育協会に任せることになるのか」との質疑に対し、当局より、「体育協会に使い道は任せることになるが、スポーツ賞の拡充やニュースポーツ等の普及のための各種用具や体育測定用具の購入、そのほか事務事業の強化に関する経費に充てたいと聞いている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 71 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 4 号）については、「交付金の事業メニュー」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。